

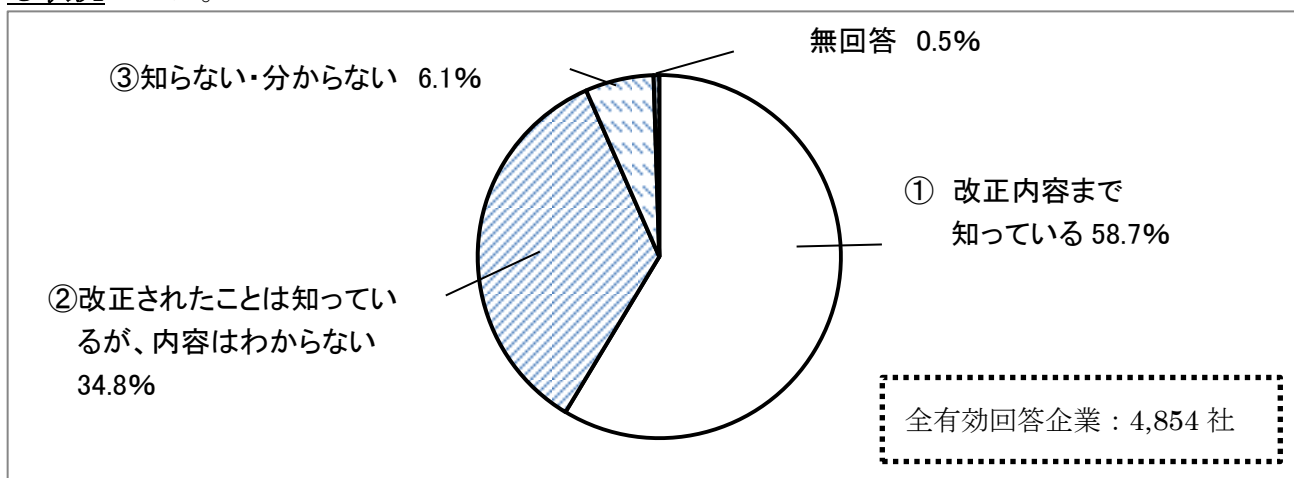
1. 「無期転換ルール」の認知度など

無期転換ルールの認知度

→ 改正労働契約法の認知度は企業の9割超、一方、改正内容を知らない企業も4割

(独)労働政策研究・研修機構が実施した「改正労働契約法とその特例への対応状況 及び 多様な正社員の活用状況に関する調査」(平成27年12月18日 <http://www.jil.go.jp/press/documents/20151218.pdf>)によると、労働契約法が改正されたこと自体を知っていると回答した企業(下図①と②)の割合は、9割を超えました。

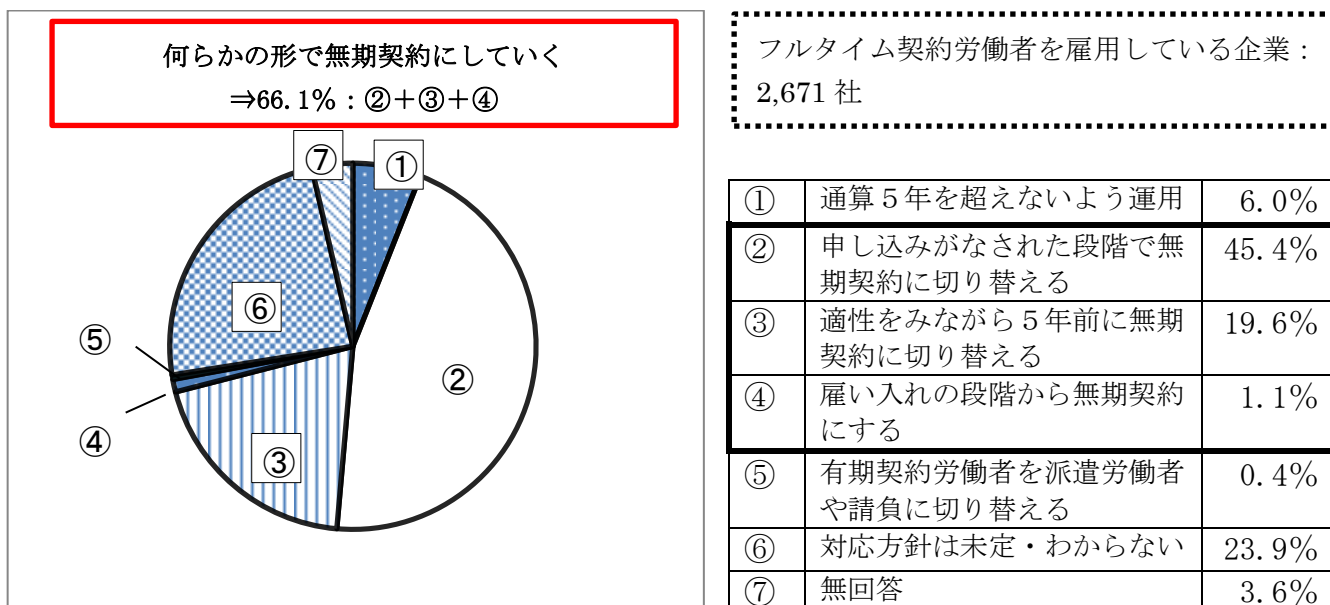
一方、改正された内容を知らないと回答した企業(下図②と③)の割合は4割を超えている状況でした。



無期転換ルールに対する企業側の対応方針

→ 6割を超える企業が「何らかの形で無期契約にしていく」と回答

上記の調査結果によると、フルタイム契約労働者を雇用している企業、パートタイム契約労働者を雇用している企業ともに、6割を超える企業(66.1%)が「何らかの形で無期契約にしていく」と回答しています。この回答は、前回調査の結果※から約1.5倍増加しています。※「高年齢社員や有期契約社員の法改正後の活用状況に関する調査」(平成25年公表)



2. 「無期転換ルール」の導入に向けた厚生労働省の8つの支援

	平成28年										平成29年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
モデル就業規則(小売業・飲食業)の活用を促進													
新たなモデル就業規則、ハンドブックの作成	ハンドブックの作成 新たなモデル就業規則の作成												
コンサルティングを実施予定													
労働契約法セミナーの開催 (全都道府県でそれぞれ複数回開催)													
シンポジウムの開催	東京・大阪で開催予定 東京・大阪で開催予定												
無期転換取組企業の事例紹介(随時追加の予定)													
キャリアアップ助成金													
都道府県労働局による相談対応													

1

無期転換制度や「多様な正社員制度」の導入の参考となる モデル就業規則を作成

企業における無期転換制度及び転換後の社員区分としての活用が想定される「多様な正社員」制度の導入支援ツールとして、平成27年度から各制度を導入する際の「モデル就業規則」を作成しています。

平成27年度は「小売業」と「飲食業」の2業種分のモデル就業規則を作成しました。これらについて導入を検討する企業の皆さまに活用いただけるよう広く周知していきます。

また、平成28年度は、異なる業種のモデル就業規則を作成する予定で、作成後は企業における活用を促していきます。

モデル就業規則（厚生労働省Webページに掲載）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/tayounaseisyain.html>

2

無期転換制度や「多様な正社員制度」の導入を検討する 企業へのコンサルティングを実施

厚生労働省では、無期転換制度や「多様な正社員制度」の導入を検討している中小企業に対して、円滑な制度導入を支援するため、労働条件管理に関する専門家によるコンサルティングを実施しています。

平成28年度も引き続き、中小企業を対象としたコンサルティングを実施します。

※ 平成28年度のコンサルティングの具体的な実施方針については、あらためて公表します。

3

無期転換ルールも含めた「労働契約等解説セミナー」を 全国で208回開催

労働契約等解説セミナーでは、雇用する側（使用者）と雇用される側（労働者）をつなぐルールである“労働契約”について、基本的な事項をわかりやすく解説しています。

このセミナーでは、無期転換ルールをはじめとする労働契約法についても解説し、平成28年度は昨年度より開催回数などを大幅に拡充して、全国47都道府県でそれぞれ複数回（計208回）開催していきます。

※ 平成28年度の開催日程・会場については、厚生労働省Webサイトを通じて公表します。

4

無期転換ルールや「多様な正社員制度」についてのシンポジウムを 新たに開催

無期転換制度や「多様な正社員制度」を企業において制度化するための知識やノウハウなどを提供するためのシンポジウムを今年度から東京・大阪で開催します。

既に制度を導入している企業の導入プロセスや、導入効果などの情報を提供することで、企業への制度の導入支援を行っていきます。

※ 開催日程・会場などが決定しましたら、厚生労働省Webサイトを通じて公表します。

5

先進的な取組を行っている企業の事例を 厚生労働省のホームページで紹介

厚生労働省では、正社員化を含め、無期転換制度の導入を予定している企業の参考としていただくため、平成30年4月に先立って、正社員化を含めた有期契約労働者の無期労働契約への転換に取り組んでいる企業の導入事例を昨年度に引き続き公表していきます。

企業のご協力をいただきながら、掲載企業を順次追加していく予定です。

無期転換制度導入企業

検 索

- ・ 無期転換制度導入企業（厚生労働省Webサイトに掲載）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100036.html>

- ・ 有期契約労働者の円滑な無期転換のために（厚生労働省Webサイトに掲載）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkkyoku/0000043248.pdf>

厚生労働省では、無期転換制度の導入手順などをわかりやすく紹介するハンドブックを作成し、企業における活用を促していきます。

厚生労働省では、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対する助成制度として、キャリアアップ助成金制度を設けています。

キャリアアップ助成金の活用にあたっての要件などについては、以下の Web サイトで確認いただけます。

キャリアアップ助成金 **検 索**

- ・ キャリアアップ助成金（厚生労働省 Web サイトに掲載）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

厚生労働省では、平成28年4月に都道府県労働局の組織の見直しを行い、新たに「雇用環境・均等部（室）」を設置しました。

雇用環境・均等部（室）では、「女性の活躍推進」や「働き方改革」などの施策をワンパッケージで効果的に推進するとともに、無期転換ルールをはじめとする労働契約法についてもご相談いただくことが可能です。

厚生労働省では、雇用環境・均等部（室）に専門の相談員を配置して、企業・働く方双方からの相談に応じていますので、お気軽にご相談ください。

○雇用環境・均等部(室)所在地一覧(平成28年4月1日時点)					
労働局	部・室名	郵便番号	所在地	電話番号	
01北海道労働局	雇用環境・均等部	〒060 - 8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第1合同庁舎9階	011-788-7874	
02青森労働局	雇用環境・均等室	〒030 - 8558	青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎2階	017-734-4211	
03岩手労働局	雇用環境・均等室	〒020 - 8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階	019-604-3010	
04宮城労働局	雇用環境・均等室	〒983 - 8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第四合同庁舎8階	022-299-8834 022-299-8844	
05秋田労働局	雇用環境・均等室	〒010 - 0951	秋田市山王7丁目1番4号 秋田第2合同庁舎2階	018-862-6684	
06山形労働局	雇用環境・均等室	〒990 - 8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階	023-624-8228	
07福島労働局	雇用環境・均等室	〒960 - 8021	福島市霞町1-46 5階	024-536-2777	
08茨城労働局	雇用環境・均等室	〒310 - 8511	水戸市宮町1丁目8番31号 茨城労働総合庁舎4階	029-277-8294	
09栃木労働局	雇用環境・均等室	〒320 - 0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎3階	028-633-2795	
10群馬労働局	雇用環境・均等室	〒371 - 8567	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階	027-896-4739	
11埼玉労働局	雇用環境・均等室	〒330 - 6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階	048-600-6210	
12千葉労働局	雇用環境・均等室	〒260 - 8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎2階	043-306-1860	
13東京労働局	雇用環境・均等部	〒102 - 8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階	03-6867-0212	
14神奈川労働局	雇用環境・均等部	〒231 - 8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階	045-211-7357	
15新潟労働局	雇用環境・均等室	〒950 - 8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館4階	025-288-3511	
16富山労働局	雇用環境・均等室	〒930 - 8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎5階	076-432-2740	
17石川労働局	雇用環境・均等室	〒920 - 0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎6階	076-265-4429	
18福井労働局	雇用環境・均等室	〒910 - 8559	福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎14階	0776-22-0221	
19山梨労働局	雇用環境・均等室	〒400 - 8577	甲府市丸の内一丁目1-11 3階	055-225-2859	
20長野労働局	雇用環境・均等室	〒380 - 8572	長野市中御所1-22-1 長野労働総合庁舎2階	026-223-0560	
21岐阜労働局	雇用環境・均等室	〒500 - 8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜地方合同庁舎4階	058-245-1550	
22静岡労働局	雇用環境・均等室	〒420 - 8639	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階	054-252-5310	
23愛知労働局	雇用環境・均等部	〒460 - 8507	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館2階	052-972-0252	
24三重労働局	雇用環境・均等室	〒514 - 8524	津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎3階	059-261-2978	
25滋賀労働局	雇用環境・均等室	〒520 - 0051	大津市梅林1丁目3-10 滋賀ビル5階	077-523-1190	
26京都労働局	雇用環境・均等室	〒604 - 0846	京都市中京区両替町御池 上ル金吹町451 1階	075-241-3212	
27大阪労働局	雇用環境・均等部	〒540 - 8527	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階	06-6941-4630	
28兵庫労働局	雇用環境・均等部	〒650 - 0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15階	078-367-0700	
29奈良労働局	雇用環境・均等室	〒630 - 8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第三地方合同庁舎2階	0742-32-0215	
30和歌山労働局	雇用環境・均等室	〒640 - 8581	和歌山市黒田二丁目3-3 和歌山労働総合庁舎4階	073-488-1170	
31鳥取労働局	雇用環境・均等室	〒680 - 8522	鳥取市富安2丁目89-9	0857-29-1701	
32島根労働局	雇用環境・均等室	〒690 - 0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階	0852-20-7007	
33岡山労働局	雇用環境・均等室	〒700 - 8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階	086-224-7639	
34広島労働局	雇用環境・均等室	〒730 - 8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館5階	082-221-9247	
35山口労働局	雇用環境・均等室	〒753 - 8510	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館5階	083-995-0390	
36徳島労働局	雇用環境・均等室	〒770 - 0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階	088-652-2718	
37香川労働局	雇用環境・均等室	〒760 - 0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎2階	087-811-8924	
38愛媛労働局	雇用環境・均等室	〒790 - 8538	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階	089-935-5222	
39高知労働局	雇用環境・均等室	〒780 - 8548	高知市南金田1番39号 4階	088-885-6028	
40福岡労働局	雇用環境・均等部	〒812 - 0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館4階 指導課① " 5階 企画課②	①092-411-4894 ②092-411-4763	
41佐賀労働局	雇用環境・均等室	〒840 - 0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎7階	0952-32-7218	
42長崎労働局	雇用環境・均等室	〒850 - 0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル3階	095-801-0050	
43熊本労働局	雇用環境・均等室	〒860 - 8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階	096-352-3865	
44大分労働局	雇用環境・均等室	〒870 - 0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階	097-532-4025	
45宮崎労働局	雇用環境・均等室	〒880 - 0805	宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎4階	0985-38-8821	
46鹿児島労働局	雇用環境・均等室	〒892 - 8535 892 - 0847	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階 鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル2階	099-223-8239 099-222-8446	
47沖縄労働局	雇用環境・均等室	〒900 - 0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階	098-868-4380	

3. 「無期転換ルール」の特例

無期転換ルールの特例

専門的知識等をもつ有期雇用労働者や、定年後引き続いて雇用される有期雇用労働者の方々を対象に能力の有効な発揮を目指す観点から、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」（有期雇用特別措置法）が、平成27年4月1日から施行されました。

通常は、同一の使用urerとの有期労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合に無期転換申込権が発生しますが、有期雇用特別措置法による特例によって、次のような場合には、無期転換申込権が発生しないこととされています。

- ・専門的知識等を持つ有期雇用労働者
→ 一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く期間（上限：10年）
- ・定年後引き続き雇用される有期雇用労働者
→ 定年後引き続き雇用されている期間

この特例を受けるためには、専門的知識等をもつ有期雇用労働者や定年後引き続いて雇用される有期雇用労働者について、雇用管理に関する特別の措置について、都道府県労働局長の認定を受ける必要があります。

無期転換ルールの特例に関する認定件数

有期雇用特別措置法の施行後1年間の認定実績がまとまりましたので、公表します。

（１） 都道府県労働局長による認定件数：3,287件

（平成27年4月1日～平成28年3月31日まで）

合計	平成27年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
3,287件	116件	202件	267件	340件	311件	259件

10月	11月	12月	平成28年 1月	2月	3月
309件	277件	288件	260件	282件	376件

（２） 都道府県労働局別認定件数（上位5労働局）

- ① 東京局 875件
- ② 大阪局 313件
- ③ 静岡局 281件
- ④ 愛知局 265件
- ⑤ 神奈川局 134件

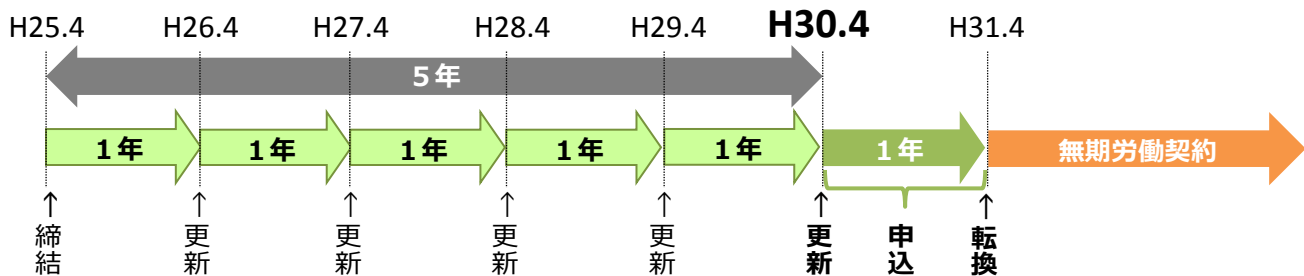
ご存じですか？「無期転換ルール」 ～準備を始めましょう、就業規則の見直しや規定の整備～

無期転換ルールとは

- 有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。別段の定めをすることにより、変更可能です。

円滑な無期転換のために（労使の取り組みのお願い）

現場における有期契約労働者の活用実態を把握しましょう

有期契約労働者の活用方針を明確化し、無期転換ルールへの対応の方向性を検討しましょう

無期転換後の労働条件をどのように設定するか検討しましょう

- ★ 厚生労働省ホームページに参考となる具体的な取組事例を掲載しています。詳しくは「有期契約労働者の円滑な無期転換のために」をご覧ください。

円滑な無期転換

検索

- ★ 労働契約法についてはこちらをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/index.html

非正規雇用の労働者のキャリアアップに、助成金を活用してみませんか

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。

キャリアアップ助成金

検索

雇止めの慎重な検討について

無期転換ルールの導入に伴い、有期雇用労働者が無期労働契約への転換前に雇止めとなる場合が増加するのではないかと心配があります。

このため、雇用の安定がもたらす労働者の意欲や能力の向上や、企業活動に必要な人材の確保に寄与することなど、無期転換がもたらすメリットについても十分にご理解いただき、雇止めの判断に当たっては、その実際上の必要性を十分慎重に検討のうえ、御対応いただくようお願いします。

